

大阪府児童虐待等危機介入援助チーム設置運営要綱

(目 的)

第 1 大阪府は、深刻な児童虐待等権利侵害の訴えに対し、必要な調査、相談及び調整を行うとともに、大阪府子ども家庭センター（以下「センター」という。）等関係機関と連携して、子どもの権利を保護する等子どもの最善の利益を図ることを目的として大阪府児童虐待等危機介入援助チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(構 成)

第 2 チームの委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 弁護士
- (2) 医 師
- (3) その他、必要に応じて、児童福祉専門家、子どもの権利保護のためにチームへの参加が必要と認められる機関の職員等を含めるものとする。

(担当区域)

第 3 各委員の担当区域は、各センターの所管区域単位とし、大阪府があらかじめ決定するものとする。但し一部弁護士委員については、全区域を担当するものとする。

(活動内容)

第 4 チームの活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会（以下「部会」という。）又はセンター所長の求めに応じて、子どもの人権に関する事案について、専門的な立場から調査を行うとともに、親権者等関係者に対して必要な助言及び指導を行う。
- (2) 子どもの人権に関する事案を調査した結果、特に改善等が必要と認められる場合には、健康福祉部児童家庭室（以下「児童家庭室」という。）及びセンター等関係機関に対して、必要な措置を講じるよう助言及び指導を行う。
- (3) 児童福祉施設（以下「施設」という。）における適切な処遇を確保するため、直接施設に赴き、「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準」（平成 14 年 3 月児童福祉施設等評価基準検討委員会）、「第三者評価に係る評価基準項目」（平成 14 年 3 月大阪府福祉サービスの第三者評価に関する調査検討会）及び「児童施設援助指針」（平成 10 年 11 月、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会発行）を参考に児童の処遇を評価し、児童家庭室を通じて、施設に対し必要な助言及び指導を行う。

(報 告)

第 5 チームは、第 4 に規定する活動を行ったときは、速やかにその内容を部会に報告するものとする。

(守秘義務)

第 6 チームの委員は、職務上知り得た個人の秘密に関することを、特別の理由がない限り他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第 7 チームの委員に対する報酬及び費用弁償については、大阪府社会福祉審議会条例(平成 12 年大阪府条例第 9 号)の委員等の報酬及び費用支弁に関する規定に準じて、その活動実績に応じて支給するものとする。

(委嘱期間)

第 8 チームの各委員に対する委嘱期間は、委嘱日から、その属する年度の次年度末までとする。なお、委嘱期間中に欠員が生じた場合に新たに委嘱した委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第 9 チームの事務局は、児童家庭室におくものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 11 月 21 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 13 年 5 月 8 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会と福祉部局との連携について（滋賀県）

1. 事業概要：

1) 県教育委員会の取り組み

児童虐待に対する教職員の認識を高め、虐待の早期発見に努めることを目的に、平成16年度から、県内の全ての小中学校に、児童虐待対応教員を配置するとともに、児童相談所に通告する際は、学校での子どもの状況などを文書で送付することを定め、学校側の責任の明確化を図った。なお、虐待対応教員は、新たな教職員の増ではなく、生徒指導や養護教諭が兼務で配置されている。

2) 研修の機会の確保

平成16年度は、次の児童虐待防止のための研修を行った。なお、県教育委員会は、虐待対応教員を対象にした研修は①②を位置付けているが、県（子ども家庭課）としては、③～⑤も虐待対応教員の参加を呼びかけた。

① 5月 6日 研修会（県教委主催）

- ・場所：長寿社会福祉センター（草津市）
- ・参加者：350人
- ・講師：学校先生、保健師、社会福祉士などのパネラー

② 8月 6日 児童虐待防止関係者向けセミナー（県・県教委主催）

- ・場所：県立草津文化芸術会館（草津市）
- ・参加者：800人（内学校先生500人）
- ・講師：大阪大学 西澤哲 助教授の講演
立命館大学 野田正人教授（聞き手）による西澤先生との対談

③ 7月下旬～8月上旬（11回）CAPプログラム大人ワークショップ （県・県教委主催）

- ・県下地域振興局単位に7地域に分けて実施
- ・参加者：550人（内学校先生330人）
- ・講師：CAP（4団体）

④ 12月 5日 児童虐待県民啓発セミナー

（児童虐待防止推進月間記念、県主催）

- ・地域振興局単位に、県民向けに実施
- ・湖西地域を対象
- ・場所：新旭町公民館（新旭町）

- ・参加者：80名（内学校先生20名）
 - ・講師：京都ノートルダム女子大学 桐野由美子教授
- ⑤ 12月22日 家庭児童相談室40周年記念講演会
（県・県家庭相談員連絡協議会主催）
- ・場所：県立男女共同参画センター（近江八幡市）
 - ・参加者：400名（内学校の先生120名）
 - ・講師：大阪市立大学 山縣文治教授

3) その他教育と福祉との連携

①スパック会議（教育委員会事業）

学校の中で、問題行動を起こす子どもについて、各学校の校長が、児童相談所や福祉事務所など関係者を招集して行う会議（学校問題行動対策会議：通称「スパック会議」という、別紙参考）を、以前から行ってきており、かなりの学校で取り組みが進んでいる。最近は、児童虐待の相談ケースが増えており、学校が児童相談所に児童虐待の通告をしていく上で、このスパック会議をいかに有効に活用していくかがポイントになる。

なお、これとは別に県域レベルのスパック会議が県教育委員会主催で毎月1回開催されるが、県子ども家庭課も参加し、情報交換をしており、本庁レベルの信頼関係が研修事業を含めた事業遂行に役立っている。

②市町村児童虐待防止ネットワーク（福祉部局事業）

市町村児童虐待防止ネットワークは、全ての市町（合併市を除く）で設置されており、教育委員会や学校はほとんどの市町で構成団体として加盟しているが、本児の担任などその子どものことがわかる職員が参加できていないといった問題点もある。

2. 事業効果

平成16年度（12月まで）に学校からの相談件数が94件で、前年度同月31件から、3倍の増となっており、既にこれまでの年度の過去最高の相談件数となった。

3. 事業課題

① まだまだ低い教育現場の意識

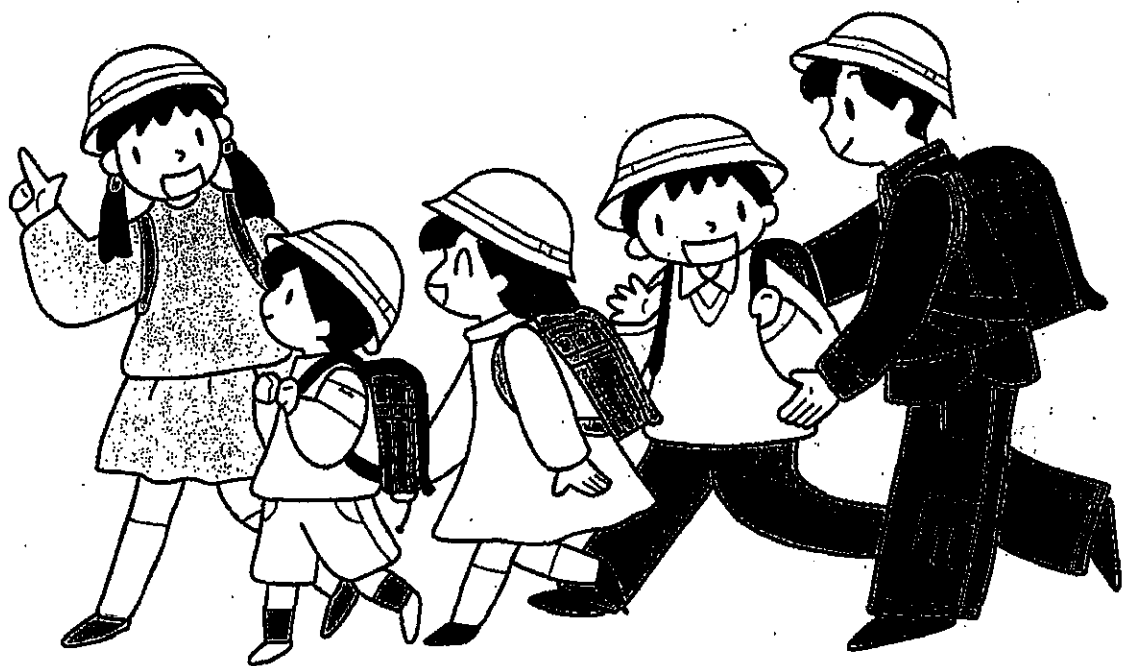
学校からの相談は、これまで学校側が抱えていた問題を、校長の責任で通告するという形にしたことは、一定の成果ではあるが、親との信頼関係の中で通告することをためらったり、通告はするがあとの学校の役割は放棄するといった事例などあり、まだまだ校長や教職員の意識の低いところについて、今後、研修を積んで行く必要がある。

② 教員研修に対する新たな予算の確保が困難

県教育委員会の取り組みは、不登校問題と並んで、重要な課題であると認識され、虐待対応教員が配置されているが、一方で、児童虐待防止法で研修の予算措置を講ずるよう改正されているにも関わらず、教育委員会側の教員への研修に対する新たな予算の確保は難しいという。できれば、文部科学省からの事業費補助が求められる。現在は、教育委員会に虐待の研修に対する予算がないことから、福祉サイドで、予算を確保して、一緒に研修を行っているのが実情。

③ ソーシャルワーカーの配置

学校のなかに（最低中学校区単位）、スクールカウンセラーとは別に、ソーシャルワーカーを置いてほしいとの声があり、文部科学省からの事業費補助が求められる。（大阪府は配置している？）



子どもへの虐待防止

—早期発見・早期援助のために—

学校教職員用

滋賀県

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、生命までも脅かしたり、身体に後遺症を残すことがある。また、適切な援助がない場合には、子どもの心に深い傷を残してしまい、不信や敵意、絶望感がその後の人格形成に大きな影響を与えることがあります。
 子どもの虐待については、早期の対応と継続的な援助が大切です。

1 児童虐待に関する法律では通告の義務を定めています

〔児童虐待の防止等に関する法律〕（平成12年11月20日施行）

第5条

学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

第6条 第2項

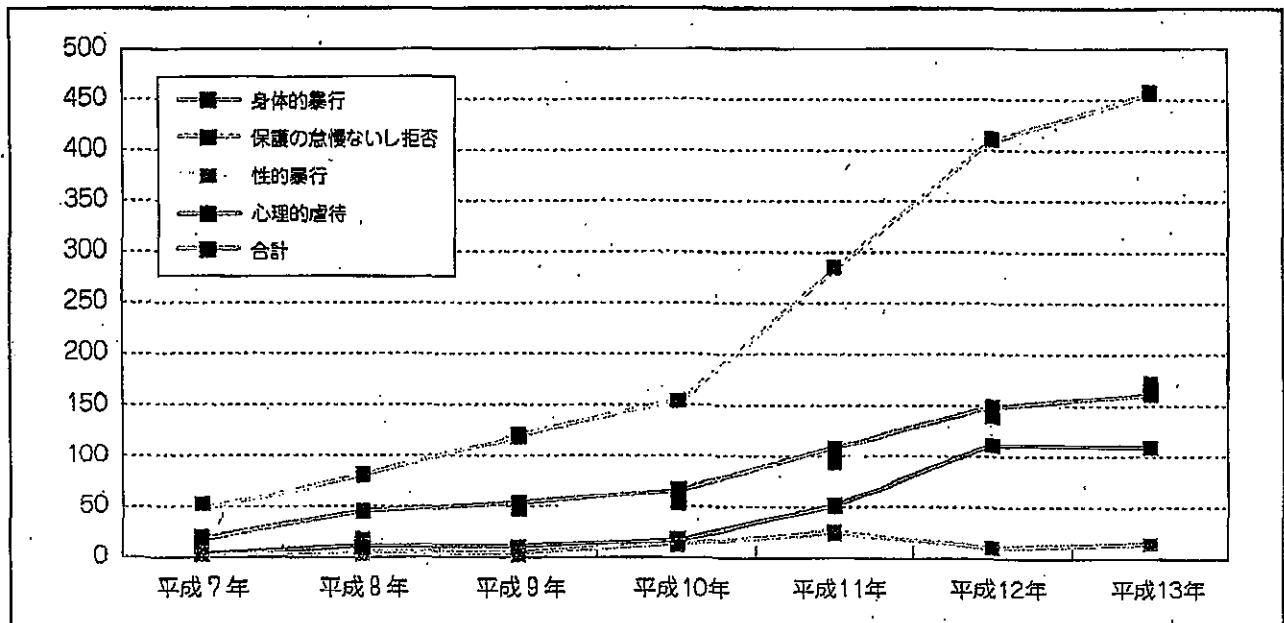
刑法の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は児童虐待を受けた児童を発見した場合における・・・通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

〔児童福祉法〕（平成10年4月1日施行）

第25条

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。……

2 子どもへの虐待は増加しています



(滋賀県健康福祉部児童家庭課より)

3 子どもへの虐待とは(4つの形態)

- 身体的虐待 殴る、蹴る、冬に戸外に閉め出すなど、身体に傷を負わせたり、苦痛を与え、生命に危険のあるような行為をし、ひどい場合は、後遺症を残したり、死に至ることもあります。
- ネグレクト(養育の怠慢・拒否・無知) 適切な衣食住の世話をせずに放置したり、病気なのに医師に見せないなどの行為で、発育や発達が遅れたり、極端な場合には、栄養失調や脱水症などにより死に至ることがあります。
- 性的虐待 性的ないたずらや性的関係を強要したりすることで、場合により、妊娠等の結果を招いたり、異性への極端な嫌悪感を植え付けるなど、子どもの心や身体に大きな傷を残します。
- 心理的虐待 ひどい言葉をあびせたり、子どもの存在を無視したりして、子どもの心に不安やおびえを引き起こし、ひどい場合には、強いおびえ、うつ状態、強い攻撃性などの精神症状が現れます。

4 学校における早期発見のチェックポイントは

【子どもの行動には意味がある】

子どもの虐待は「いつでも」「どこでも」遭遇すると思えばなりません。世間一般の「まさか、あのお母さんが」「あそこのお父さんは近所つき合いも悪くないし、あいさつもするし」などの固定観念は発見を遅らせます。子どもの心身の状況と不自然と思われる態度など疑問視する視点が早期発見の第一歩となります。

児童虐待の早期発見をするためには、虐待が疑われるかどうかの判断基準が必要です。

以下にチェックポイントを整理してみました。

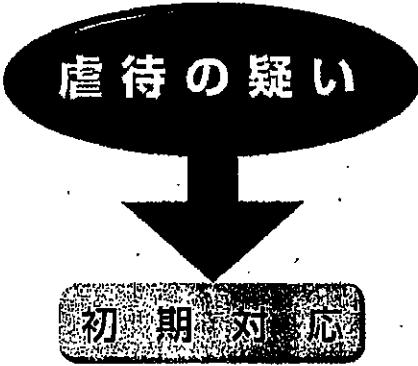
【子どもの様子から】

- 子どもや親の説明と一致しないような不自然な外傷が見られる。
- あざ(内出血)や火傷の跡などを気にして隠したりする。
- 健康診断等で着替えるとき、異常な不安を見せる。
- 季節にそぐわない服装をしていたり、衣服がいつも汚れている。特にきょうだい間の差異が見られる。
- 親がいると顔をうかがう反面、親がいなくなると全く関心を示さなくなる。
- 連絡もなく欠席、遅刻、早退を繰り返す。
- 給食をむさぼるように食べる。おかわりを何回も要求する。
- 遠足や運動会など行事になると欠席する。
- 集団から離れ、孤立していることが多い。
- 友人への乱暴や動物に対するいじめなど攻撃的で威圧的な行動が目立つ。
- 放課後、帰宅を拒否したり、寄り道して帰宅する。

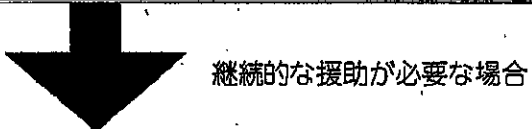
【親の様子から】

- 子どものけがに対して確認すると、二転三転する説明を繰り返す。
- 体罰や年齢不相応な教育などを「しつけ」や「家庭教育の方針」などと言って正当化する。
- 自分の子どもと他の子どもを比較して、他の子どもを悪く言ったりする。
- 欠席、遅刻、早退の連絡を入れず、学校・園の連絡に応じない。
- 執拗に子どもの様子を気にして学校・園の先生の自宅へ連絡する。
- 日常的に、学校・園の対応を非難する。

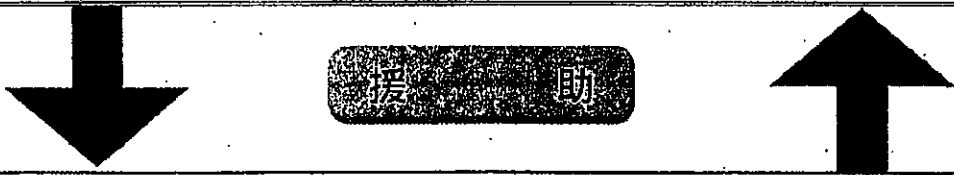
5 虐待の発見から援助までの流れは



- 生徒指導委員会等の開催で情報交換を行う。(校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・学年主任・担任等関係者)
- 注意深く観察し記録する。
- チェックリストのいくつかの項目にあたるようであれば、次の機関に連絡し相談する。
市町村教育委員会・市町村児童福祉主管課・県地域振興局地域健康福祉部
※緊急性、危険性があると判断された場合は子ども家庭相談センターへ通告する。
※市町村教育委員会と市町村児童福祉主管課は常に連絡連携を行う。



- ケースについて相互の持っている情報を交換し認識を統一する。
- 今後の方針を協議する。(情報集約者の決定・関係者の役割分担・相互の具体的な取り組み)
- 援助の評価と課題についての検討を行う。



在宅による援助	施設入所による援助
<ul style="list-style-type: none"> ●家族関係、生活環境等の改善を図るため学校や地域の関係機関が継続的に援助を行う。 ●子どもの保護の必要が生じた場合には、随時、一時保護を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉施設、女性保護施設等への入所による援助を行う。 ●施設入所については、保護者の同意が得られない場合は、家庭裁判所の審判の結果を受けて、子ども家庭相談センター所長が、入所させることができる。 ●家族関係、生活環境等の改善を図るため地域の関係機関が継続的に援助を行う。